

## 介護職員等ベースアップ等支援加算に係る給与規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あきの会の介護福祉職員確保の取り組みをより一層進めるため、介護福祉職員等の処遇改善を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2条 当法人の運営する障害福祉サービス事業所で介護職員等ベースアップ支援加算（以下ベースアップ加算）できる事業所すべての職員が対象となる。

(配分方法)

第3条 介護職員等特定処遇改善加算の配分方法は、①直接介護を行う職員②それ以外の職員に区別し、①の職員により手厚い支給をおこなうものとする。

(支給算定期間)

第4条 当該年度4月～当該年度3月までを算定期間とし、当該処ベースアップ支加算に関する行政機関の指導による。

(月額計算)

第5条 ベースアップ加算の支給月額、事業所毎の加算合計を事業所職員数で除したものを基本とし、第3条に基づき理事長が支給額を決定する。

(支給方法)

第6条 ベースアップ加算は、毎月のその他手当の支給と、賞与に加算相当額を加えて支給する。

附則 この規定は令和5年4月1日から施行する。